

## 特別法人税の凍結延長 (平成23年3月末まで)

対象先	DB年金	厚年基金	適格年金	退職金	その他
内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他

### ポイント

平成20年4月1日に遡って3年延長(平成23年3月末まで)されることになりました。

平成20年4月30日付「所得税法等の一部を改正する法律」による租税特別措置法第68条の4の改正

### ご参考

#### 【特別法人税とは】

企業年金(確定給付企業年金、適格退職年金等)の積立金(年金資産)に対して課せられる税金で、税率は1.173%(国税1%、地方税0.173%(標準税率))です。

非課税となっている企業拠出部分及び運用益部分について、他の投資形態に対する課税とのバランス及び企業内における退職引当金に係る課税とのバランス等に着目し、従業員の所得としての課税は年金受給時に行うことによる、その期間の繰延べによる利益、すなわち、税金の納付を延期するための利子相当分を、年金積立金を運用する法人に課税するものです。

以上